

「災害時等における応急対策業務に関する協定（中部支社管内、関西・吉野川支社管内、筑後川局管内）」

締結者を公募します

～限られた水資源を有効に～

水資源機構では、令和2年2月28日から、中部支社、関西・吉野川支社及び筑後川局のそれぞれの管内において「災害時等における応急対策業務に関する協定」を締結して頂ける企業の公募を行います。

本協定は、災害（地震・豪雨等異常な自然現象、大規模な事故災害及び長期間にわたる異常渇水等）発生時に機構が中部支社、関西・吉野川支社及び筑後川局管内で所有する配備機材の運転・輸送・設置等を行うことにより、被災地における被害の拡大防止と、被災地の早期復旧等に資することを目的としています。

公募の資格者は、機構における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、土木一式工事、機械設備工事又は電気工事の認定を受けており、機構が発注した工事のうち、平成29年1月1日から平成30年12月31日までの2年間に元請けとして完成・引き渡された工事の実績がある場合において、工事成績評定表の評定点の年平均が2年連続で65点未満でなければ応募できます。

また、協定締結者は、水資源機構が実施する総合評価落札方式による工事発注の競争入札において、企業の技術力で「地域貢献度」を設定している場合は加算評価されます。

【協定の概要】

協定の業務実施範囲

中部支社管内：愛知県、三重県、岐阜県、長野県、静岡県

関西・吉野川支社管内：三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

筑後川局管内：福岡県、佐賀県、大分県、熊本県

以上の各県内とする。ただし、必要に応じて、協議のうえ当該実施範囲を拡大できるものとする。なお、応急対応業務は、機構が協定締結者に要請し、受諾した場合に実施されるものであり、別途契約を行うものである。

協定の業務内容：災害発生時に機構が各地に所有している配備機材の輸送・設置・運転操作等を行う。

協定の期間：甲もしくは乙が解除を求めるまで無期限

【公募の概要】

募集方式：公募により協定会社を募集

公募期間：令和2年2月28日（金）から令和2年4月17日（金）まで

協定に関する資料：下記アドレスを参照

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/hattyu/saigai/index.html>



令和2年3月2日
独立行政法人 水資源機構

発表記者クラブ

中部地方整備局記者クラブ、愛知県政記者クラブ、近畿建設記者クラブ
大手前記者クラブ、高松経済記者クラブ、国土交通省九州記者会
九州建設専門記者クラブ、久留米市政記者クラブ、佐賀県政記者クラブ

問い合わせ先

独立行政法人 水資源機構

住 所：埼玉県さいたま市中央区新都心11-2

電 話：総務部広報課 河合、松岡 048(600)6513

危機管理監付 馬場 048(600)6544

公 示

「災害時等における応急対策業務に関する協定（筑後川局管内）」締結の公募について
(協定締結説明書を兼ねる)

標記について、協定締結事業者を公募いたしますので、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）と協定締結を希望される方は、下記により申請してください。
なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので入札は行いません。

令和2年2月28日

独立行政法人水資源機構
理事長 金尾 健司

1. 協定の概要

- (1) 協定名：災害時等における応急対策業務に関する協定
- (2) 目的：本協定は、災害（地震・豪雨等異常な自然現象、大規模な事故災害及び長期にわたる異常渇水等）発生時に機構が各地に所有している配備機材を被災地に輸送・設置・運転・運転操作等することにより、被害の拡大防止と、早期復旧等に資することを目的とする。
- (3) 作業内容：災害発生時に機構が各地に所有している配備機材の輸送・設置・運転操作等を行う。（詳細は別紙1参照）
- (4) 協定書：別紙2のとおり
- (5) 実施範囲：福岡県、佐賀県、大分県及び熊本県内とする。ただし、必要に応じて、協議のうえ当該実施範囲を拡大できるものとする。なお、応急対応業務は、機構が協定締結者に要請し、受諾した場合に実施されるものであり、別途契約を行うものである。
- (6) 機構が所有する配備機材：
A) クレーン付トラック（ポンプパッケージ積込み車両）

車両等の種類	車両の主な諸元	配備場所
クレーン付きトラック (8t車ベース、 2.9t吊り)	全長7.73m 全幅2.25m 全高3.0m 車両総重量7.96t 最大積載重量2.75t 乗車定員2名	佐賀県三養基郡みやき町大字江口3139-1 筑後川下流用水管理室
		福岡県朝倉市千手地内 両筑平野用水管理所

B) ポンプ車

車両等の種類	車両の主な諸元	配備場所
60m ³ /mポンプ車 (22t車ベース)	全長10.75m 全幅2.49m 全高3.19m 車両総重量17.72t 乗車定員2名	佐賀県三養基郡みやき町大字江口3139-1 筑後川下流用水管理室

(7) 総合評価における加点：

本協定締結者は、機構が別途実施する総合評価落札方式の工事発注の競争入札に参加した場合、企業の社会性信頼性における「地域貢献度（災害協定）」で加算評価するものとする。

2. 応募参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

(1) 以下の各号に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した工事の請負契約において、本公示の日から過去2年以内に次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
 - (A) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実
 - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
 - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
 - (D) 監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
 - (E) 正当な理由なくして契約を履行しなかった事実
 - (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
 - (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
 - ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ⑤ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
 - ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
- (2) 機構における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木工事、機械設備工事又は電気工事の認定を受けており、機構が発注した工事のうち、平成29年1月1日から平成30年12月31日までの2年間に元請けとして完成・引き渡された工事の実績がある場合において、工事成績評定表の評定点の年平均が2年連続で6.5点未満でないこと。かつ、1. (3) 作業内容の対応可能な者であること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
- (4) 警察 当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 協定締結者の決定方法

協定締結は2.に掲げる参加資格を満たしている者と行う。

4. 応募資料の交付

(1) 担当窓口

〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
独立行政法人水資源機構 危機管理監付（担当：馬場、田作）

TEL 048-600-6543

FAX 048-600-6540

本件に係る問い合わせは、9時30分～17時30分（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時～13時までを除く）まで。

5. 協定参加資格の確認等

(1) 協定参加申請書の作成

協定の締結を希望される者は、下記資料を作成し提出するものとする。

①協定参加申請書（別記様式1）

(2) 協定参加申請書の提出

協定参加申請書の提出は、以下のとおり提出するものとする。

①提出方法：協定参加申請書の提出は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）とする。

②受付期間：

令和2年2月28日（金）から令和2年4月17日（金）まで。

なお、土曜日、日曜日祝日を除く9時30分から17時30分まで。
③提出先：4. と同じ

6. 協定締結者等への通知

(1) 通知方法

選定結果は受付期間の末日から60日以内に、郵送により書面をもって、通知する。

7. 非選定理由に関する事項

- (1) 非選定の通知を受けた者は、通知したその日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により水資源機構理事長に対して非選定理由の説明を求めることができる。
- (2) (1)の書面の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。
 - ・受付窓口：4. と同じ
 - ・受付時間：9時30分から17時30分まで。
- (3) (1)の書面は郵送するものとし、他の方法によるものは受け付けない。
- (4) 水資源機構理事長は、(1)の非選定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

8. 実施上の留意事項

- (1) 協定参加申請書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された協定参加申請書は、本協定の参加資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 機構の都合により、6. 及び7. の通知を延期する場合がある。この場合には、協定参加申請書を提出した者に対し、事前に連絡するものとする。
- (4) 協定参加申請書に虚偽の記載をした者は、参加資格確認の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする場合がある。
- (5) 提出期限日以降の協定参加申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出された協定参加申請書は、返却しない。
- (7) 本協定の公募に係る資料は、応募するための協定参加申請書以外の目的で使用しないこと。

【1. (3) 作業内容関連】

- A) クレーン付トラック (ポンプパッケージ積込み車両)
 B) ポンプ車

A)	B)	作業内容	必要資格※		
			大型自動	玉掛け等	電気工事
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	①配備事務所に資機材を取りに行く			
<input type="radio"/>		②ポンプパッケージ又は可搬式浄水装置の積込み		<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	③支援先までの運転・運搬作業	<input type="radio"/>		
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	④支援先での設置			
<input type="radio"/>		・ポンプパッケージ又は可搬式浄水装置の荷下ろし		<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・接地用電極(アース)接続			<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・ポンプ・ホース等(備品)の荷下ろし			
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・ポンプ・ホース等の接続設置 (係留ロープ・フロートの取付等含む)			
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・ホース・吐出口の固定(養生)			
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・ケーブル接続			<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・ポンプ投入			
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・発動発電機の始動・停止(試運転・動作確認)			
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・ポンプ運転・停止(始動運転)			
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・職員の指示に基づく稼働・停止			
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑤撤去作業			
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・アース、ケーブル等撤去			<input type="radio"/>
<input type="radio"/>		・ポンプパッケージ又は可搬式浄水装置の積込み		<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・ポンプ・ホース等(備品)積込み			
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑥配備事務所までの運転又は運搬作業	<input type="radio"/>		

※必要資格

大型自動：大型自動車運転免許

玉掛け等：玉掛け及び小型移動式クレーン

電気工事：電気工事士(第2種以上)

※作業内容は必ずしも、上記項目を全て実施する訳ではなく、状況に応じて依頼するものである。

別紙2

災害時等における応急対策業務に関する協定（筑後川局管内）（案）

独立行政法人水資源機構理事長（以下「甲」という。）と○○○○株式会社代表取締役社長（以下「乙」という。）とは、災害発生時等において実施する応急対策業務（以下「災害応急対策業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害（地震・豪雨等異常な自然現象、大規模な事故災害及び長期間にわたる異常渇水等）発生時に独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が機構施設に所有している配備機材を被災地に輸送・設置・運転操作等することにより、被害の拡大防止と、早期復旧等に資することを目的とする。

（業務内容及び実施範囲）

第2条 甲が乙に対し実施を要請する災害応急対策業務は、甲が災害発生時に機構施設に所有している配備機材の輸送・設置・運転操作等を行うものとする。

2 甲が乙に協力を要請する災害応急対策業務の実施範囲は、福岡県、佐賀県、大分県及び熊本県内とする。ただし、甲は、必要に応じて、乙と協議のうえ実施範囲を拡大できるものとする。

（業務の要請）

第3条 甲は、乙に対して前条に基づく災害応急対策業務について実施を要請する場合は、被害の状況、実施場所、実施内容及びその他必要な事項を記載した書面により通知するものとする。

2 急を要すると認める時は、甲は前項の規定にかかわらず、電話その他の方法により、乙に要請を行うことができる。この場合において、甲は、乙に対して前項に定める書面を速やかに提出するものとする。

(契約の締結)

第4条 甲は、乙に対し前条に基づく災害応急対策業務の実施を要請し、乙が受諾した場合には、別途契約を締結するものとする。

(連絡先名簿及び連絡体制表)

第5条 甲及び乙は、連絡先名簿及び連絡体制表を作成し、甲乙双方が確認するものとする。また、変更が生じた場合においても同様とする。

(損害の負担)

第6条 業務の実施に伴い、甲乙いずれの責にも帰さない理由により第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の雇用する労働者等に損害が生じたときには、乙はその事実の発生後遅滞なく書面により甲に報告し、その処置については、甲乙が協議して定めるものとする。

2 乙は業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の雇用する労働者等に損害が生じたときには、乙がこれを負担するものとする。ただし、甲の責に帰する理由により損害が生じたときには、甲がこれを負担するものとする。

(協定の解約)

第7条 本協定は、甲又は乙のいずれかの申し出があったときは、甲乙確認のうえ解約することができる。

(協議)

第8条 本協定に定めがない事項及び本協定の条項の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して、定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲（住所）埼玉県さいたま市中央区新都心 11 番地 2

（氏名）独立行政法人 水資源機構

理事長 金尾 健司

乙（住所）

（氏名）

(別記様式1)

協定参加申請書

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構

理事長 金尾 健司 殿

住所 〒000-0000
○○県○○市○○町○○番地
商号又は名称 ○○○○株式会社
代表者名 役職名 ○○ ○○ 印

令和2年2月28日付けで公示のありました「災害時等における応急対策業務に関する協定（筑後川局管内）」に参加したく申請します。

なお、同公示「2 応募参加資格」を満たしていることを誓約します。

問い合わせ先

担当者氏名 ○○ ○○
担当部署 ○○本（支）店○○部○○課
電話番号 000-000-0000（内線 0000）
FAX 番号 000-000-0000（内線 0000）

* 申請印は実印を使用して下さい。